

令和7年3月 31 日

【照会先】

医政局医事課試験免許室

試験専門官 小澤 諒（内線 2578）

国家試験係長 宇都 毅（内線 2282）

（代表電話） 03(5253)1111

報道関係者 各位

### 歯科医師国家試験制度改善検討部会報告書について

令和6年8月より、医道審議会歯科医師分科会歯科医師国家試験制度改善検討部会において、歯科医師国家試験について議論が行われてきました。

今般、当部会において、これまでの様々な議論を踏まえ、報告書を取りまとめましたので、公表します。

# 齒科医師国家試験制度改善検討部会報告書

令和7年3月31日

## 目 次

I	はじめに	1
II	歯科医師国家試験について	1
III	歯科医師国家試験受験資格認定について	5
IV	多数回受験者への対応について	6
V	コンピュータ制やプール制の導入等について	6
VI	視覚素材の公募について	8
VII	その他	8
VIII	おわりに	8

## I はじめに

歯科医師国家試験は、歯科医師法（昭和23年法律第202号）第9条に基づき、「臨床上必要な歯科医学及び口くう衛生に関して、歯科医師として具有すべき知識及び技能」について行われている。日本の歯科医療の質を担保するうえで重要な試験であり、歯科保健医療や歯学教育、社会情勢の変化に合わせて改善を行い質の向上に努めてきた。直近では、「歯科医師国家試験制度改善検討部会報告書（令和3年3月）」を踏まえ、第116回歯科医師国家試験（令和5年）から出題内容や合格基準の改善等が行われた。

歯学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）が令和4年11月に公表され、医師及び歯科医師に求められる基本的な資質・能力が共通化され、「情報・科学技術を活かす能力」や「総合的に患者・生活者をみる姿勢」が新設された。

令和3年5月には歯科医師法が改正され、厚生労働省令で定める共用試験に合格した歯学生は、臨床実習において歯科医業をすることができることとされ（令和6年4月施行）、今後、同試験への合格が歯科医師国家試験の受験資格要件となる（令和8年4月施行）予定である。

歯科医師臨床研修は平成18年度の必修化以降、概ね5年毎に見直しが行われており、現在、歯学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂や歯科医療提供体制に関する近年の検討状況等を踏まえて令和8年度の制度改正に向けて検討が行われている。

これら歯科医師養成の過程における改正や検討状況を踏まえつつ、シームレスな歯科医師養成を考慮した歯科医師国家試験のあり方等について、令和6年8月に設置された医道審議会歯科医師分科会歯科医師国家試験制度改善検討部会において、ワーキンググループを含め8回にわたり議論を重ねた。

今般、歯科医師国家試験の改善に関する基本的な方向性等についての意見を取りまとめたので、ここに報告する。

## II 歯科医師国家試験について

### 1. 共用試験との関係について

平成17年に、診療参加型臨床実習開始前に備えるべき知識と、技能・態度を評価する共用試験がトライアルを経て正式に実施を開始し、歯学教育モデル・コア・カリキュラムにおける卒業までに到達すべき学修目標のうち、診療参加型臨床実習開始前までに到達すべきレベルを考慮して実施されている。

令和2年に公表された医道審議会歯科医師分科会報告書「～シームレスな歯科医師養成に向けた共用試験の公的化といわゆる Student Dentist の法的位置づけについて～」を踏まえて歯科医師法が改正され、令和6年4月から共用試験に合格した歯学生が臨床実習として歯科医業を行うことができる旨が歯科医師法に明記され、同試験への合格が歯科医師国家試験の受験資格要件になることについて令和8年4月から施行予定であることを以て、共用試験が公的化された。

一般的に共用試験で出題される臨床実習前に到達すべきレベルの内容について、歯科医師国家試験で改めて出題することの必要性の有無が論点とされた。これについて本部会で検討した結果、臨床実習前に修得すべき単純な知識を問う問題は歯科医師国家試験においては出題する必要がないという意見があった一方で、共用試験と歯科医師国家試験の出題範囲については一部重複する場合があります、出題範囲による明確な差別化は困難であるという意見があった。

診療参加型臨床実習に参加するために合格しなければならない試験として共用試験が位置づけられたことから、臨床実習開始前に修得すべき知識については共用試験で出題し、将来的に歯科医師国家試験では、診療参加型臨床実習で培った能力を評価できる出題を行うことについて、それぞれの試験のあり方や実施状況を踏まえ、共用試験の実施機関である公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構と連携の下、引き続き議論を行う必要がある。

## 2. 問題数について

現行の歯科医師国家試験の問題数は、必修問題 80 題、一般問題（総論）100 題、一般問題（各論）80 題、臨床実地問題 100 題の計 360 題である。

この現行の問題数については、必修問題や一般問題で出題される内容の一部は既に共用試験で出題されているため一般問題を中心として削減するべきとする意見がある一方で、共用試験で出題された内容のうち、重要な事項や正解率の低い事項については歯科医師国家試験でも問うべきという意見もあることから、共用試験の実施状況を踏まえて引き続き議論を行う必要がある。

## 3. 合格基準について

現行の合格基準は、

- ・ 必修問題の得点
- ・ 一般問題及び臨床実地問題のうち、
- ・ 総論の得点
- ・ 各論の得点

という複数の領域において、領域毎に基準点を設けて全領域で基準点に達することを求めている。

必修問題は、歯科医師として必ず具有すべき基本的な最低限度の知識及び技能を有する者を識別する目的で出題されており、絶対基準で評価している。一般問題及び臨床実地問題は、問題の難易度による合格率の乱高下を防ぐ観点から相対基準で評価している。

一般問題及び臨床実地問題のうち、各論は「各論ⅠとⅡ」、「各論Ⅲ～Ⅴ」の2領域に基準点を設けていたが、前回の本部会報告書の提言において、臨床に即した問題の出題推進に伴う領域横断的な出題の増加と偶発的な要因で不合格となるリスクの観点から、領域を細分化する意義は薄いとされたことを踏まえ、各論は1領域として基準点を設けることにより、第116回歯科医師国家試験（令和5年）から新しい合格基準が適用されている。合格基準の変更による影響について、本部会において、評価の統計的信頼性等の観点から分析・検討を行ったが、評価の質の著しい低下は認められなかったため、現行の合格基準を引き続き採用する。

なお、合格基準については、現行の合格基準の適切性を検証しつつ、引き続き議論と検討を行う必要がある。

#### 4. 出題形式について

現行の出題形式として、Aタイプ（5つの選択肢から1つの正解を選ぶ形式）、X2タイプ（5つの選択肢から2つの正解を選ぶ形式）、X3タイプ（5つの選択肢から3つの正解を選ぶ形式）、X4タイプ（5つの選択肢から4つの正解を選ぶ形式）、XXタイプ（5つの選択肢から正解数を指定せずに全ての正解を選ぶ形式）、LAタイプ（6つ以上の選択肢から1つの正解を選ぶ形式）、計算問題（数値を解答させる非選択形式）及び順序問題（治療手順等を解答させる非選択形式）が採用されている。

必修問題はAタイプのみ採用されていたが、前回の本部会報告書において、問題に多様性を持たせ、出題内容に即した形式を柔軟に選択できるよう、Aタイプに加えてX2タイプを採用することについて提言があり、第116回歯科医師国家試験（令和5年）から採用されている。

実施状況の分析結果等を踏まえ、引き続き必修問題にX2タイプを採用することとするが、出題に際して必修問題としての適切性については十分に留意する必要がある。

一般問題と臨床実地問題の出題形式のうち、XXタイプは、受験者の知識・臨床能力をより適切に評価していく観点から、平成19年の本部会報告書にて導入すべきであると提言され、第102回歯科医師国家試験（平成21年）から導入されたが、受験生への心理的負担が強いという意見があり、また、実施状況の分析結果から、他の出題形式と比較して、受験者の能力をより適切に評価する出題方法であるとは言えないものと考えられたため、第119回歯科医師国家試験（令和8年）から廃止する。その他の出題形式については引き続き採用するが、X3タイプ、

X4タイプ、LAタイプ、計算問題及び順序問題については、引き続き問題の質を十分に考慮する必要がある。

## 5. 出題内容等について

### (1) 出題基準について

#### <1> 出題基準の改定について

シームレスな歯科医師養成の観点から、共用試験及び歯科医師国家試験を受験する歯学生が受ける歯学教育の一貫性の担保を図ることは重要であり、歯学教育モデル・コア・カリキュラムと歯科医師国家試験出題基準の整合性を保つ必要がある。

現在、歯科医師国家試験出題基準は、本部会報告書の内容を踏まえ、概ね4年に一度改定が行われている。しかし、歯学教育モデル・コア・カリキュラムの内容に準拠した出題が行われる共用試験が公的化されたことを踏まえ、今後は歯学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂状況や、共用試験の実施状況を踏まえて出題基準の改定時期について決定することとする。

具体的には、歯学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）による歯学教育を受けた歯学生が初めて歯科医師国家試験を受験する第123回歯科医師国家試験（令和12年）に、公的化後の共用試験の実施状況等を踏まえた出題基準を適用することとする。一方で、令和5年版歯科医師国家試験出題基準は令和3年3月に公表されたことから、用語や社会情勢の変化などを踏まえた必要最小限の改定を行い、令和9年版歯科医師国家試験出題基準を第120回歯科医師国家試験（令和9年）から第122回歯科医師国家試験（令和11年）まで適用することとする。

#### <2> 令和9年版歯科医師国家試験出題基準で充実させる事項について

歯科医師臨床研修の制度改正に関する議論や、近年の社会情勢、歯科保健医療をめぐる状況を踏まえ、次の項目の充実を図る。

- ・ 情報倫理及びデータ保護に関する原則に関する内容

マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）やオンライン資格確認、診療録の電子化等、臨床現場で健康・医療・介護に関する情報の電子化が進んでおり、情報倫理及び個人情報を含むデータ保護のあり方について理解することが望ましい。

- ・ 病院歯科等の役割に関する内容

令和6年5月に公表された「歯科医療提供体制等に関する検討会」中間とりまとめにおいて、病院歯科と歯科診療所等との連携<sup>\*1</sup>を推進することの重要性や、病院歯科の規模・機能等により専門性の高い歯科医療の提供や地域の歯科医療機

関の後方支援機能等、歯科医療提供体制を検討するにあたりその果たす役割は大きいことから、地域の拠点となる病院歯科の役割について理解することが望ましい。

### < 3 > 出題基準における歯科医学各論について

歯科医師国家試験合格後、診療に従事しようとする歯科医師は臨床研修を行うこととなっており、歯科医師として臨床研修において指導歯科医の下で診療に従事するのに必要な知識及び技能を有することが求められる。シームレスな歯科医師養成の観点から、特に出題基準の歯科医学各論の領域の事項については、臨床研修で必要とされる水準の知識及び技能について問う内容とするよう、出題基準の項目について引き続き検討することとする。

### (2) 英語問題について

平成 19 年の本部会報告書において、歯科保健・医療分野におけるグローバル化を考慮した試験のあり方について検討していくことが望ましいとされ、第 107 回歯科医師国家試験(平成 26 年)から必修問題において英語問題が出題されている。

しかし、近年出題された問題について正答率の変動が大きく、歯学生にとっても学習が困難な領域となっている。歯科医師として具有すべき英語能力について問う出題については、外国人患者への診察を行う際に必要な基礎的な英語の能力を中心とすることが望ましい。

## III 歯科医師国家試験受験資格認定について

外国の歯科大学(歯学部)を卒業した者または歯科医師免許を取得した者が、我が国で歯科医師国家試験の受験資格を得るには、厚生労働大臣による認定が必要であり、書類審査によって、「予備試験受験資格認定」、「本試験受験資格認定見込み」、または「不認定」のいずれかとなる。

「予備試験受験資格認定」を受けた者は、筆記と実技試験による「歯科医師国家試験予備試験」に合格後、1年以上の実地修練を終了してから歯科医師国家試験の受験が可能となる。「本試験受験資格認定見込み」を受けた者は、「日本語診療能力調査」に合格したのちに「本試験受験資格認定」を受けることで、歯科医師国家試験を受験することが可能となる。

「日本語診療能力調査」は、日本語を用いて診療するために十分な能力を有しているか否かを調査するものである。前回の本部会報告書において、我が国の卒前教育の充実や現状の「本試験受験資格認定」を受けた者の歯科医師国家試験の受験結果を踏まえ、「日本語診療能力調査」の合格基準を見直すこととされ、新しい合格基準(以下「新基準」という。)が令和 3 年から適用されている。本部会で

新基準の妥当性を検討したが、新基準適用後の「日本語診療能力調査」を受けた者が少なく、結論を得ることはできなかった。そのため、新基準を引き続き採用するが、その妥当性については受験資格認定のあり方も含めて引き続き検討することとする。

また、「歯科医師国家試験予備試験」への共用試験の活用、「日本語診療能力調査」への診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験 Post-Clinical Clerkship Performance Examination (以下「Post-CC PX」という。)の活用は、今後共用試験や、Post-CC PXの実施状況を踏まえて引き続き検討することとする。

#### IV 多数回受験者への対応について

歯科医師国家試験の受験可能回数制限について、前回の本部会報告書では、「国家試験合格後、臨床研修歯科医師として歯科医業に従事するうえで、多数回受験者が新卒者と比べて問題があるといった事実が確認できないことから、導入は行わないこと」とした。

一方で、前回の本部会報告書において、「臨床実習を終えて長期間経過した後に歯科医師国家試験に合格した者」へ、「共用試験臨床実習前 OSCE や Post-CC PX を課す等の仕組みについて検討する必要がある」とされたが、卒前の能力評価に用いる試験を、卒後歯科医師国家試験に合格した者へ課すことについての妥当性について十分検討する必要があるとの意見があり、シームレスな歯科医師養成の観点から、効果的な臨床研修が実施出来るような卒後教育の仕組みについて検討する必要がある。

#### V コンピュータ制やプール制の導入等について

1. 歯科医師国家試験にコンピュータを活用すること（以下「コンピュータ制」という。）と、動画を用いた出題について

コンピュータ制を歯科医師国家試験に導入する場合、各試験会場で一定以上の性能が担保された機器（モニタ、サーバー等）を準備し、試験実施時にコンピュータやネットワークの不具合に対応できる体制を準備する必要がある。

歯科医師国家試験にコンピュータ制を導入し、視覚素材として動画を用いることで、臨床に即した出題が可能になるが、動画を用いた出題を行う場合は、現行の出題と比べて情報量が増え難易度が上がる可能性があり、受験生の負担が増加する可能性がある。

また、作問時に動画の編集技術が求められること、動画の撮影時に複数人の協力が必要な場合があることから、作問時の負担が増加する可能性がある。

さらに、口腔内の歯科臨床現場を撮影する場合、術野が狭く動画に高い解像度が求められることから、動画を再生するために用いる全てのコンピュータやモニタに一定の性能が要求される。

これらの点から、歯科医師国家試験にコンピュータ制を導入することと、動画を用いた出題を行うことは、利点があるもののクリアすべき課題が多く、段階を踏んだ導入の検討を行うことが望ましい。

## 2. 試験問題のプール制について

### (1) 既出問題をプール問題とすることについて

良質な試験問題を一定数プールする目的で、平成 14 年(第 95 回)の国家試験から問題冊子の回収が行われ、回収された試験問題はブラッシュアップ(収集した問題の修正)プロセスを経て定期的に問題の内容を見直し、プール制へ移行を図ることについて平成 12 年の本部会報告書で提言された。しかし、平成 17 年度の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく異議申し立てに対する、内閣府情報公開・個人情報保護審査会の答申を受けて、問題冊子の持ち帰りが認められたことから、事実上プール制への移行は困難となり、試験委員会が毎年作成する新規問題が歯科医師国家試験の主体をなしている。

### (2) 公募問題をプール問題とすることについて

プール制への移行を図るためには、適切な問題を数多くプールする必要があることから、平成 14 年度より全国の歯科大学・歯学部に対し試験問題の公募を開始した。しかし、公募問題は、試験委員会での推敲に要する負担が大きいことから、現在は新規問題の作問に必要な視覚素材を確保する観点において、視覚素材のみを公募している。

### (3) 今後の試験問題のプール制について

前回の本部会報告書において、「歯科医師国家試験のコンピュータ化によって、災害時等現行の体制では試験の実施が困難な状況においても、複数回の試験の実施等、柔軟な対応が可能となる意見がある」とされた。これは、試験へのコンピュータの活用と試験問題のプール制を前提とした、共用試験 CBT と同様の方法<sup>\*2</sup>での試験実施を意味するが、(1)と(2)で述べたとおり事実上プール制に必要な一定の問題数を確保することは困難である。

なお、災害時等試験の実施が困難な状況について、ブラッシュアップされた既出問題や、出題範囲が重複する等の理由で試験問題として採用されなかった新規問題を緊急時の試験問題として使用できるように備える等、柔軟な対応が行えるように準備をしておくことが望ましい。

### 3. AI の活用の可能性について

一定の問題数を確保するために、作問に際しての AI（人工知能）の活用の可能性が挙げられた。

AI の活用に関しては、一般的な内容を問う問題の作成に有効なのではないかという意見があったほか、問題文のみならず視覚素材の生成にも役立つのではないかという意見があった。その一方で、試験委員会において問題の内容や視覚素材の適切性の確認を行う必要があり、その結果、修正作業が必要となる可能性も考慮しなければならないため、AI を作問ツールとして活用することが可能であるか否かについては、情報機密性の担保の観点も含め、今後の AI の成熟状況も注視しながら検討する必要がある。

## VI 視覚素材の公募について

視覚素材は、その質の問題や、同一症例について作問に必要な画像が揃っていないこと等の課題はあるものの、試験委員会での公募による視覚素材の取扱いについて運用の改善を図った結果、活用される機会が増えつつある。

応募する際の留意事項について、撮影条件や画像品質、作問に必要な画像等についてより詳細な記載をする等の改善を行い、公募による視覚素材をより活用しやすくする必要がある。

## VII その他

歯科医師国家試験で採用している多肢選択式問題は、知識の評価には適しているものの、技能の評価としては必ずしも適切とは言えないという意見がある。

歯科医師国家試験としての技能の評価について、共用試験 OSCE や今後の Post-CC PX の成熟状況を踏まえつつ、より適切な評価方法について検討を行うことが望ましい。

## VIII おわりに

歯科医師国家試験と、共用試験及び歯科医師臨床研修のあり方については引き続き議論が必要である。令和 8 年度を目処にそれぞれの関係性について整理し、その結果を踏まえ、問題数及び合格基準、出題内容について改善が必要な場合は令和 9 年度を目処に検討を開始し、その後の歯科医師国家試験に適用できるよう努める。

---

※1 病院歯科と歯科診療所等との連携

歯科医師国家試験において、病院歯科と連携する歯科診療所等とは、具体的には歯科診療所（訪問歯科診療を行う歯科診療所を含む）、いわゆる口腔保健センター、介護施設、地域包括支援センター等を示す。

※2 共用試験 CBT と同様の方法

個々の受験者に対して難易度と識別力を同程度に揃えた異なる問題が出題され、異なる日時で受験が可能である。

# 歯科医師国家試験改善検討部会報告書概要

## ● 歯科医師国家試験について

### 1. 共用試験との関係について

- 共用試験が公的化されたことから、臨床実習開始前に修得すべき知識については共用試験で出題し、将来的に国家試験では、診療参加型臨床実習で培った能力を評価できる出題を行うことについて引き続き議論を行う必要がある。

### 2. 問題数について

- 現行の問題数を継続して採用するが、**一般問題を中心として削減すべきとする意見**や、**共用試験で出題された内容のうち重要な事項や正解率の低い事項は国家試験でも問うべきとする意見**があり、共用試験の実施状況をふまえて引き続き議論を行う。

### 3. 合格基準について

- 絶対基準と相対基準**：現行の基準を継続して採用するが、現行の合格基準の妥当性を確認して、引き続き議論と検討を行う必要がある。

### 4. 出題形式について

- 必修問題**：現行のAタイプとX2タイプを引き続き採用する。
- 一般問題と臨床実地問題**：**XXタイプを廃止**する。

### 5. 出題内容等について

- シームレスな歯科医師養成の観点から、共用試験及び歯科医師国家試験を受験する歯学生が受ける歯学教育の一貫性を図ることは重要である。
- 歯学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）**による歯学教育を受けた歯学生が初めて歯科医師国家試験を受験する**第123回試験（令和12年）**に、共用試験の実施状況を踏まえた出題基準を適用する。
- 一方で、用語や社会情勢の変化などを踏まえた必要最小限の改訂を行い、**令和9年版出題基準を第120回試験（令和9年）から第122回試験（令和11年）**まで適用する。
- 令和9年版出題基準では、臨床研修制度改正での議論や、近年の社会情勢、歯科保健医療をめぐる状況を踏まえ、**「情報倫理及びデータ保護に関する原則についての内容」**、**「病院歯科等の役割に関する内容」**について充実を図る。
- 各論の領域の事項は、臨床研修で必要とされる水準の知識及び技能について問う内容とするよう、引き続き検討する。

- 英語問題は、外国人患者への診察を行う際に必要な基礎的な英語を中心とする。

## ● 受験資格認定について

- 「歯科医師国家試験予備試験」への共用試験の活用、「日本語診療能力調査」への診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（Post-CC PX）の活用は、公的化された共用試験やPost-CC PXの実施状況を踏まえて引き続き検討する。

## ● 多数回受験者への対応について

- 臨床実習を終えて長期間経過した後に歯科医師国家試験に合格した者が、効果的な臨床研修が実施出来るような卒後教育の仕組みについて検討する必要がある。

## ● コンピュータ製の導入等について

- 国家試験にコンピュータ制を導入し、視覚素材として動画を用いた出題を行うことは、利点があるもののクリアすべき課題が多く、段階を踏んだ導入の検討を行うことが望ましい。
- 災害時等試験の実施が困難な状況において柔軟な対応が行えるように備えることが望ましい。

## ● 視覚素材の公募について

- 応募する際の留意事項について改善を行い、公募による視覚素材をより活用しやすくする必要がある。

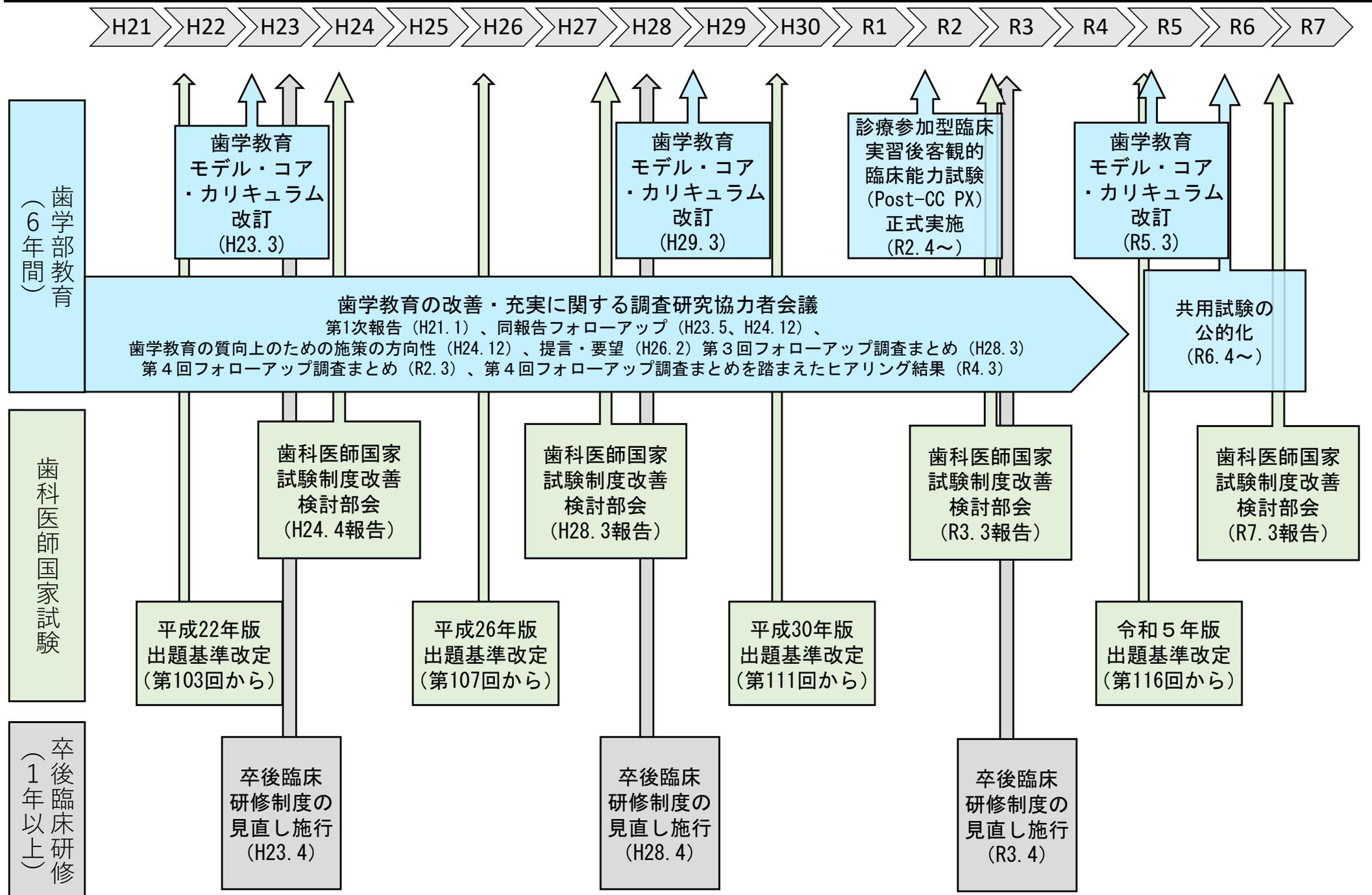
## ● その他

- 技能の評価について、共用試験OSCE やPost-CC PXの成熟状況を踏まえつつ、より適切な評価方法について検討を行うことが望ましい。

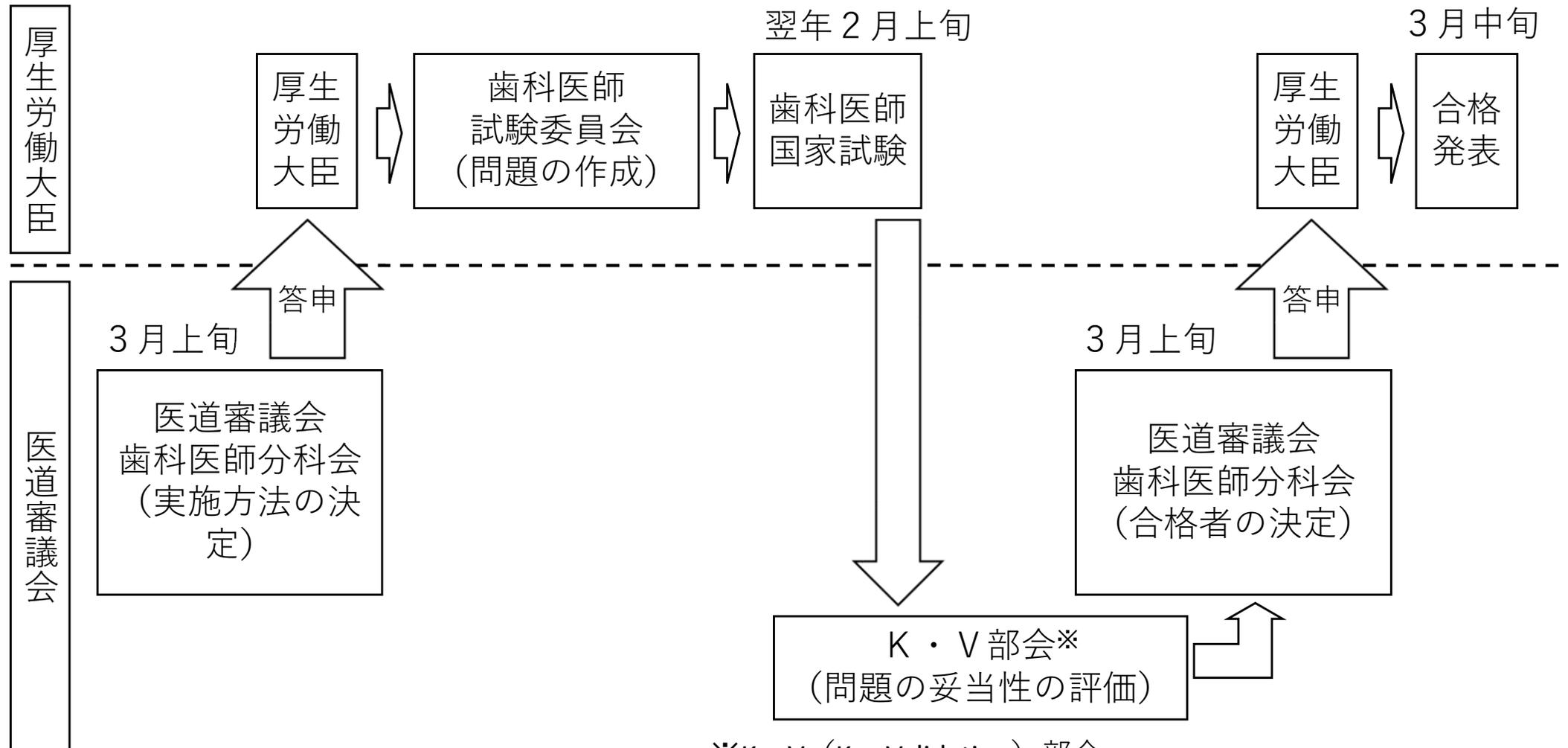
## ● おわりに

- 令和8年度を目処に共用試験及び臨床研修と、国家試験の関係性について整理し、問題数、合格基準及び出題内容について改善が必要な場合は令和9年度を目処に検討を開始するよう努めること。

# 卒前・卒後の歯科医学教育を巡る近年の動き



# 歯科医師国家試験の実施・見直しに関する大まかな流れ



※K・V (Key Validation) 部会  
医道審議会歯科医師分科会の下に設置されており、試験の実施結果を踏まえ、問題の妥当性を検討している。

# 令和5年版歯科医師国家試験出題基準（概要）

歯科医師国家試験は、歯科医師法第9条に基づいて、「臨床上必要な歯科医学及び口くう衛生に関して、歯科医師として具有すべき知識及び技能について」行われる。第9条にいう「知識と技能」とは、臨床研修歯科医師として歯科医療に第一歩を踏み出し、指導歯科医の下でその任務を果たすのに必要な基本的知識及び技能であると考えられる。

その内容を具体的な項目によって示したのが、歯科医師国家試験出題基準（ガイドライン）である。歯科医師国家試験の妥当な内容、範囲及びレベルを確保するため、歯科医師試験委員は、この基準を踏まえて出題する。ただし、出題内容に関する最終的な判断は、試験委員会が行うものとする。

出題基準は、ブループリント（歯科医師国家試験設計表）で出題割合を示し、合格基準にもその領域を採用している。

## ブループリント（歯科医師国家試験設計表）

（出題割合は概数なので必ずしも合計が100%にならない場合がある。）

### 「必修の基本的事項」（約22%）

1	医の倫理と歯科医師のプロフェッショナリズム	約2%
2	社会と歯科医療	約13%
3	予防と健康管理・増進	約5%
4	人体の正常構造・機能	約15%
5	人体の発生・成長・発達・加齢	約5%
6	主要な疾患と障害の病因・病態	約12%
7	主要症候	約10%
8	診察の基本	約7%
9	検査・臨床判断の基本	約11%
10	初期救急	約4%
11	治療の基礎・基本手技	約14%
12	一般教養的事項	約3%

### 「歯科医学総論」（約28%）

総論Ⅰ	保健・医療と健康増進	約19%
総論Ⅱ	正常構造と機能、発生、成長、発達、加齢	約15%
総論Ⅲ	病因、病態	約8%
総論Ⅳ	主要症候	約4%
総論Ⅴ	診察	約8%
総論Ⅵ	検査	約14%
総論Ⅶ	治療	約19%
総論Ⅷ	歯科材料と歯科医療機器	約13%

### 「歯科医学各論」（約50%）

各論Ⅰ	成長・発育に関連した疾患・病態	約19%
各論Ⅱ	歯・歯髄・歯周組織の疾患	約24%
各論Ⅲ	顎・口腔領域の疾患	約23%
各論Ⅳ	歯質・歯・顎顔面欠損と機能障害	約24%
各論Ⅴ	配慮が必要な高齢者・有病者・障害者等に関連した疾患・病態・予防ならびに歯科診療	約10%

※ 歯科医学各論において、出題割合の約6%を歯科疾患の予防・管理に関する項目から出題する。

# 歯科医師国家試験制度改善の概要（出題数・出題内容・合格基準）

制度改善の項目		平成28年3月 (平成30年(第111回))	令和3年3月 (令和5年(第116回))	令和7年3月 (令和9年(第120回)、令和12年(第123回))	
出題数 (必修問題)		360題 (80題に増加)	360題 (80題)	360題 (80題)	
出題内容 (全体)		将来を見据え、社会情勢の変化に合わせて、次の項目の充実を図る。 ・高齢化等による疾病構造の変化に伴う歯科治療の変化に関する内容 ・地域包括ケアシステムの推進や多職種連携等に関する内容 ・口腔機能の維持向上や摂食機能障害への歯科治療に関する内容 ・医療安全やショック時の対応、職業倫理等に関する内容	近年の歯科医療を巡る状況や歯学教育の教授内容を踏まえ、前部会報告書で充実を図るとした内容に加え、次の項目も出題を行う。 ・歯科医師として必要な、和漢薬を服用する高齢者や全身疾患を持つ者等への対応に関する内容 ・医療のグローバル化に伴い、歯科医師による国際貢献がこれまで以上に求められている現状を踏まえた国際保健に関する内容	令和9年(第120回)	令和12年(第123回)
				用語や社会情勢の変化などを踏まえた必要最小限の改定を行い、次の項目の充実を図る。 ・情報倫理及びデータ保護に関する原則についての内容 ・病院歯科と歯科診療所等との連携	歯学教育モデル・コア・カリキュラム(令和4年度改訂版)の内容及び公的化した共用試験の実施状況を踏まえた出題内容とする。具体的な出題内容については、今後検討を行う。
合格基準	必修問題	絶対基準での評価を継続	絶対基準での評価を継続 出題内容に即した形式を柔軟に選択できるようAタイプに加えてX2タイプを採用	絶対基準での評価を継続 英語問題は、診療を行う際に必要な基礎的な英語の能力を中心とする。	公的化した共用試験の実施状況を踏まえ、出題内容とともに今後検討を行う。
	一般問題 臨床実地問題	受験者の質の変動に左右されず、歯科医師として具有すべき知識及び技能を有している者を適切に評価するために採用している現在の方法を継続。	現行の出題数と形式を引き続き採用し、タクソミーの高い出題を一層推進していく。 現在の3領域別の合格基準を見直し、総論と各論の2領域別に合格基準を設定する。	XXタイプでの出題は <b>令和8年(第119回)</b> から廃止する。 現在の2領域別の合格基準を引き続き採用する。	

## 試験の時間割と解答時間

- ・ 幅の広い出題を可能にするため、午前の冊子、午後の冊子ともに必修問題・一般問題・臨床実地問題を均等に出題させる。

	現在
	出題数
必修問題	80問
一般問題	180問
臨床実地問題	100問
合計	360問

試験日	出題区分と試験時間		合計時間
1 日目	A (135分)	B (135分)	4 時間30分
2 日目	C (135分)	D (135分)	4 時間30分
出題内容 問題数	必修問題・一般問題：合計65問 (1問当たり約65秒) 臨床実地問題：25問 (1問当たり約2分40秒)		

<Aタイプ>

5つの選択肢の中から1つの正解を選ぶ形式

<X2、X3、X4タイプ>

5つの選択肢の中から2～4つの正解を選ぶ形式

<XXタイプ>

5つの選択肢の中から複数の正解を選ぶ形式

令和8年(119回)から廃止

<LAタイプ>

6～10の選択肢から1つの正解肢を選ぶ形式

<計算問題>

医薬品の処方（用法・用量等）や検査値等、数値を計算により解答させる形式

<順序問題>

治療手順等を正しい順に解答させる形式

# 歯科医師国家試験の変遷

回数		83～86	87～90	91～94	95～98	99～102	103～106	107～110	111～115	116～		
年		H 2～5	6～9	10～13	14～17	18～21	22～25	26～29	30～R 4	5～		
年間試験実施回数		1回										
筆記試験の実施日数		1.5日			2日							
試験内容	試験科目	基礎		(総論に含まれる)			歯科医学・歯科保健医療総論、 歯科医学・歯科保健医療各論 (科目別出題の廃止)		歯科医学総論、歯科医学各論			
		臨床	学説	8科目(口腔外科、保存、補綴、矯正、口腔衛生、小児歯科、歯科放射線、歯科医学・医療総論)								
				実技 (実地)	昭和57年に廃止、昭和58年以降は臨床実地							
		臨床実地			60問	80問	100問	105問		100問		
		必修					30問	50問	70問		80問	
		計	科目	8			平成9年に科目別出題が廃止、平成10年以降は領域別出題					
			設問数	280問		280問	330問	365問	365問		360問	
	試験方法	解答形式		昭和51年以降は客観的多肢選択形式を採用、 102回以降はXXタイプを追加、105回以降は計算問題とLAタイプを追加						X3、X4、 順序問題を追加	必修にX2 を追加	
		実技 (実地) 試験	口腔外科	昭和50年に廃止、昭和58年以降は臨床実地問題を採用								
			保存	昭和57年に廃止、昭和58年以降は臨床実地問題を採用								
補綴			昭和57年に廃止、昭和58年以降は臨床実地問題を採用									
禁忌肢						平成14年に導入、平成30年以降は廃止						

# 歯科医師国家試験の合格基準

一般問題（必修問題を含む）を1問1点、臨床実地問題を1問3点とし、以下の全てを満たすことが必要。

① 領域A（総論）

② 領域B（各論）

## 相対基準

受験者の質の変動に左右されず、歯科医師として具有すべき知識及び技能を有している者を適切に評価するために採用している。

③ 必修問題

## 絶対基準

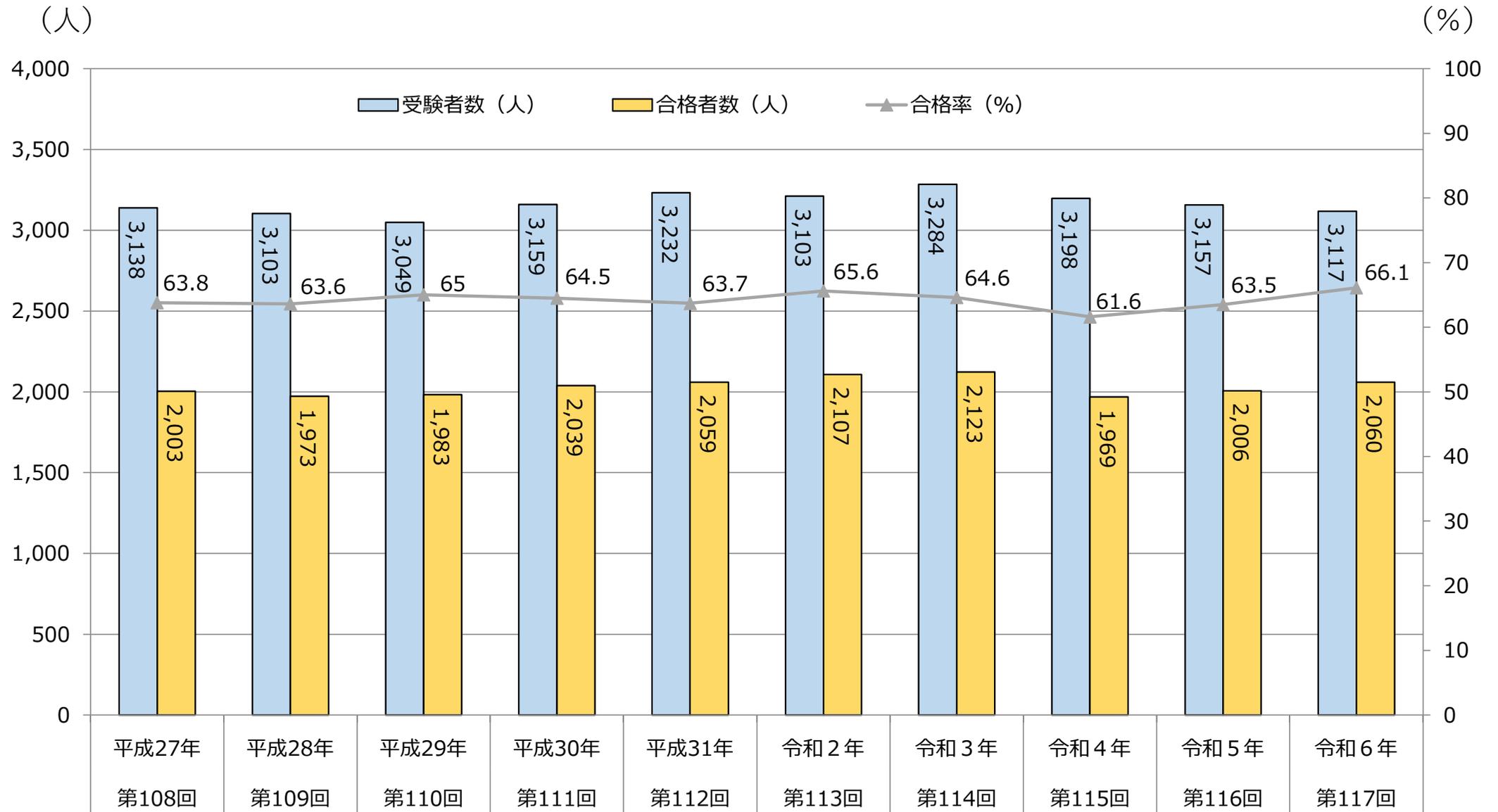
必修問題は、歯科医師として必ず具有すべき基本的な最低限度の知識・臨床能力を有する者を識別する目的で出題されており、絶対基準での評価を採用している。

歯科医師国家試験 合格者数等の推移

回数	施行年月日	受験者数（人）	合格者数（人）	合格率（％）
第108回	平成27年1月31～2月1日	3,138（1,995）	2,003（1,457）	63.8（73.0）
第109回	平成28年1月30～31日	3,103（1,969）	1,973（1,436）	63.6（72.9）
第110回	平成29年2月4～5日	3,049（1,855）	1,983（1,426）	65.0（76.9）
第111回	平成30年2月3～4日	3,159（1,932）	2,039（1,505）	64.5（77.9）
第112回	平成31年2月2～3日	3,232（2,000）	2,059（1,587）	63.7（79.4）
第113回	令和2年2月1～2日	3,211（1,995）	2,107（1,583）	65.6（79.3）
第114回	令和3年1月30～31日	3,284（2,103）	2,123（1,687）	64.6（80.2）
第115回	令和4年1月29～30日	3,198（1,999）	1,969（1,542）	61.6（77.1）
第116回	令和5年1月28～29日	3,157（1,919）	2,006（1,483）	63.5（77.3）
第117回	令和6年1月27～28日	3,117（1,962）	2,060（1,600）	66.1（81.5）

※（ ）内は新卒者を示す

# 歯科医師国家試験の合格率等の推移

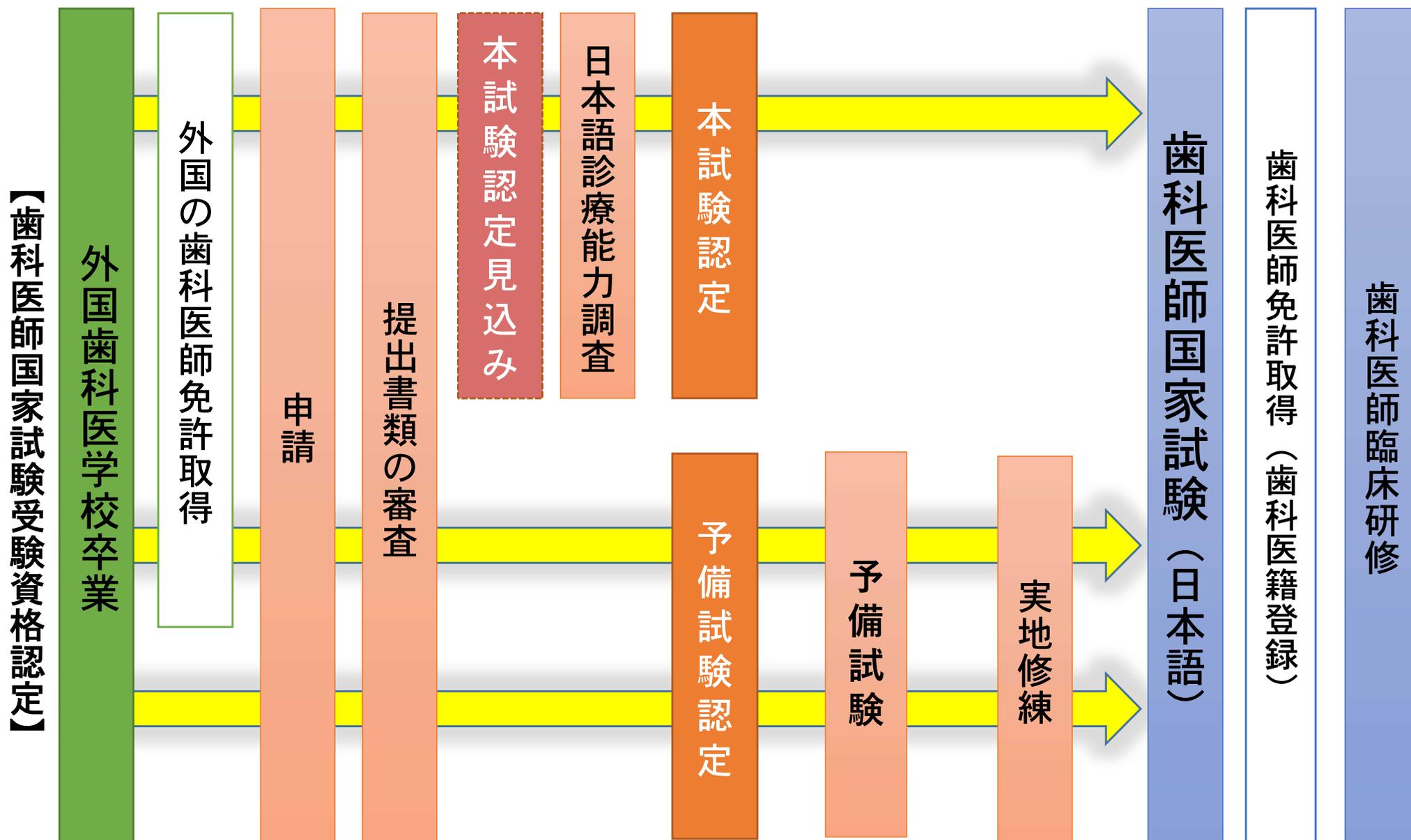


歯科医師国家試験 男女別合格者等の推移

回数		総数	男性	女性	男女別合格率 (%)	
					男性	女性
第113回 (令和2年)	受験者数 (人)	3,211	1,949	1,262	62.3	70.7
	[男女比 (%) ]		[60.7]	[39.3]		
	合格者数 (人)	2,107	1,215	892		
	[男女比 (%) ]		[57.7]	[42.3]		
第114回 (令和3年)	受験者数 (人)	3,284	1,928	1,356	61.1	69.7
	[男女比 (%) ]		[58.7]	[41.3]		
	合格者数 (人)	2,123	1,178	945		
	[男女比 (%) ]		[55.5]	[44.5]		
第115回 (令和4年)	受験者数 (人)	3,198	1,856	1,342	57.4	67.4
	[男女比 (%) ]		[58.0]	[42.0]		
	合格者数 (人)	1,969	1,065	904		
	[男女比 (%) ]		[54.1]	[45.9]		
第116回 (令和5年)	受験者数 (人)	3,157	1,829	1,328	59.2	69.5
	[男女比 (%) ]		[57.9]	[42.1]		
	合格者数 (人)	2,006	1,083	923		
	[男女比 (%) ]		[54.0]	[46.0]		
第117回 (令和6年)	受験者数 (人)	3,117	1,837	1,280	62.0	72.0
	[男女比 (%) ]		[58.9]	[41.1]		
	合格者数 (人)	2,060	1,139	921		
	[男女比 (%) ]		[55.3]	[44.7]		

第117回歯科医師国家試験 卒業年次別受験者数・合格者数・合格率

卒業年次		受験可能回数	受験者数(人)	構成比(%)	合格者数(人)	合格率(%)
新卒	令和5年4月～ 令和6年3月	1回	1,962	62.9	1,600	81.5
既卒	令和4年4月～ 令和5年3月	2回	496	15.9	290	58.5
	令和3年4月～ 令和4年3月	3回	184	5.9	76	41.3
	令和2年4月～ 令和3年3月	4回	121	3.9	40	33.1
	平成31年4月～ 令和2年3月	5回	80	2.6	19	23.8
	平成30年4月～ 平成31年3月	6回	52	1.7	12	23.1
	平成29年4月～ 平成30年3月	7回	53	1.7	7	13.2
	平成28年4月～ 平成29年3月	8回	47	1.5	8	17.0
	平成27年4月～ 平成28年3月	9回	38	1.2	4	10.5
	平成27年3月 以前	10回以上	84	2.7	4	4.8
	計			1,155	37.1	460
総計			3,117	100	2,060	66.1



# 歯科医師国家試験受験資格認定の基準について

		歯科医師国家試験受験資格認定	歯科医師国家試験 予備試験受験資格認定
外国 歯科 医学校 の 修業 年数	歯科医学校の 入学資格	高等学校卒業以上（修業年数12年以上）	
	歯科医学校の教育 年限及び履修時間 (大学院の修士課程、 博士課程等は 算入しない)	6年以上（進学課程；2年以上、専門課程；4年以上）の一貫した専門教育（4500時間以上）を受けていること。 ただし、5年であっても、5500時間以上の一貫した専門教育を受けている場合には、基準を満たすものとする。	5年以上（専門課程；4年以上）であり、専門科目の履修時間が3500時間以上で、かつ一貫した専門教育を受けていること。
	歯科医学校卒業までの修業年限	18年以上 (教育年限が5年以上の場合は17年以上)	17年以上
歯科医学校卒業からの年数		10年以内（但し、歯科医学教育又は歯科医業に従事している期間は除く）	
専門科目の成績		良好であること	
教育環境		大学付属病院の状況、教員数等が日本の大学とほぼ等しいと認められること	大学付属病院の状況、教員数等が日本の大学より劣っているものでないこと
歯科医学校卒業後、当該国の 歯科医師免許取得の有無		取得していること	取得していなくてもよい
日本語能力		日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1（平成21年12月までの認定区分である日本語能力試験1級を含む。）の認定を受けていること	

○ 試験科目

(1) 学説試験第一部試験

解剖学（組織学を含む。）、生理学、生化学（免疫学を含む。）、薬理学、病理学、微生物学および衛生学

(2) 学説試験第二部試験

口腔外科学、保存学、補綴学、矯正学および小児歯科学

(3) 実地試験

口腔外科学、保存学、補綴学および矯正学

○ 試験内容

(1) 学説試験

各科目につき、多肢選択式問題と用語の組合せや穴埋め等の問題となっている。

(2) 実地試験

人工歯を用いた根管孔明示や総義歯の人工歯排列、エックス線写真・口腔内写真や歯列模型等を用いた診断や治療方針等を問う問題となっている。

# 歯科医師国家試験受験資格認定等の状況

年度	受験資格認定の状況		予備試験の実施状況								
	本試験 認定者数 (名)	予備試験 認定者数 (名)	学説試験第一部試験			学説試験第二部試験			実地試験		
			受験者数 (名)	合格者数 (名)	合格率 (%)	受験者数 (名)	合格者数 (名)	合格率 (%)	受験者数 (名)	合格者数 (名)	合格率 (%)
平成27	3	4	3	2	66.7	2	2	100.0	2	2	100.0
平成28	5	3	3	0	0.0	0	0	-	0	0	-
平成29	4	4	3	1	33.3	1	1	100.0	1	0	0.0
平成30	5	5	4	3	75.0	3	3	100.0	4	4	100.0
令和元	7	6	5	1	20.0	1	1	100.0	1	1	100.0
令和2	6	0	5	1	20.0	1	1	100.0	1	1	100.0
令和3	2	2	4	2	50.0	2	2	100.0	2	2	100.0
令和4	2	5	4	2	50.0	2	2	100.0	2	2	100.0
令和5	9	3	5	3	60.0	3	3	100.0	3	3	100.0
令和6	5	4	3	1	33.3	1	1	100.0	1	1	100.0